

○住宅市街地総合整備事業制度要綱（平成 16 年 4 月 1 日 国住市第 350 号 国土交通省事務次官通知）

平成 29 年度当初予算成立以降	現行制度
<p style="text-align: right;">最終改正 <u>平成 29 年 3 月 31 日</u> 国住市第 <u>125 号</u></p>	<p style="text-align: right;">最終改正 <u>平成 28 年 3 月 29 日</u> 国住市第 <u>124 号</u></p>
<p>第 1～第 22 (略)</p> <p><b>第 23 地域居住機能再生推進事業</b></p> <p>1 施行者及び補助事業者は、施行者及び補助事業者等で構成する地域居住機能再生協議会（2 者以上の施行者が構成員に含まれるものに限る。）を設置し、第 4 項に規定する地域居住機能再生計画に基づき、地域居住機能再生推進事業を実施することができる。</p> <p>2 地域居住機能再生推進事業の整備地区は、次の各号に掲げる要件に該当するものでなければならない。</p> <p>一 第 3 項に規定する重点整備地区を一つ以上含む地区にあって、重点整備地区の整備に関連して、良好な住宅市街地の整備が見込まれる地区であること。</p> <p>二 整備地区の面積がおおむね 5 ヘクタール以上であること。ただし、重点供給地域にあってはおおむね 2 ヘクタール以上であること。</p> <p>三 次に掲げる要件に該当すること。</p> <p>イ 入居開始から 30 年以上経過した公的賃貸住宅団地を含んでいること。</p> <p>ロ 公的賃貸住宅の管理戸数について、次の a から <u>d</u> までのいずれかに該当すること。</p> <p>a 公的賃貸住宅の管理戸数の合計が概ね 1,000 戸以上であること。</p> <p>b 次の <u>(1) から (7) までのいずれかに該当する施設を複数併設する場合（少なくとも一の施設を子育て支援施設（(5) から (7) までに掲げるものをいう。）とするものに限る。）</u> にあっては、公的賃貸住宅の管理戸数の合計が概ね 300 戸以上であること。</p> <p>(1) 総合生活サービス窓口、情報提供施設、生活相談サービス施設、食事サービス施設、交流施設、健康維持施設及び介護関連施設</p> <p>(2) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院若しくは同条第 2 項に規定する診療所又は健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 88 条第 1 項に規定する訪問看護事業の用に供する施設</p> <p>(3) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 2 項第二号（ただし、児童養護施設及び(5) に掲げる施設を除く。）、同条第 2 項第四号に規定する施設</p> <p>(4) 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する <u>特別措置</u> 法律施行令（平成 17 年政令第 257 号。以下「地域住宅特別措置法施行令」という。）第 2 条第二号又は第六号に規定する施設</p> <p>(5) 社会福祉法第 2 条第 2 項第二号に掲げる施設（ただし、乳児院、母子生活支援施設又は児童自立支援施設に限る。）</p> <p>(6) 地域住宅特別措置法施行令第 2 条第一号、第三号又は第五号に規定する施設</p> <p>(7) 住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領等細目第 2 第 3 項ハ（13）に規定する施設</p> <p>c 整備地区が、次の(1) 及び(2) を満たす地域内に存する場合にあっては、公的賃貸住宅の管理戸数の合計が概ね 100 戸以上であること。</p> <p>(1) 首都圏整備法第 2 条第 3 項に規定する既成市街地若しくは同条第 4 項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第 2 条第 3 項に規定する既成都市区域若しくは同条第 4 項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法第 2 条第 3 項に規定する都市整備区域以外の地域</p> <p>(2) 都市再生特別措置法第 81 条第 2 項第二号に規定する居住誘導区域、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 17 条の 7 第 1 項に規定する地域再生土地利用計画の区域又はまち・</p>	<p>第 1～第 22 (略)</p> <p><b>第 23 地域居住機能再生推進事業</b></p> <p>1 施行者及び補助事業者は、施行者及び補助事業者等で構成する地域居住機能再生協議会（2 者以上の施行者が構成員に含まれるものに限る。）を設置し、第 4 項に規定する地域居住機能再生計画に基づき、地域居住機能再生推進事業を実施することができる。</p> <p>2 地域居住機能再生推進事業の整備地区は、次の各号に掲げる要件に該当するものでなければならない。</p> <p>一 第 3 項に規定する重点整備地区を一つ以上含む地区にあって、重点整備地区の整備に関連して、良好な住宅市街地の整備が見込まれる地区であること。</p> <p>二 整備地区の面積がおおむね 5 ヘクタール以上であること。ただし、重点供給地域にあってはおおむね 2 ヘクタール以上であること。</p> <p>三 次に掲げる要件に該当すること。</p> <p>イ 入居開始から 30 年以上経過した公的賃貸住宅団地を含んでいること。</p> <p>ロ 公的賃貸住宅の管理戸数について、次の a から <u>c</u> までのいずれかに該当すること。</p> <p>a 公的賃貸住宅の管理戸数の合計が概ね 1,000 戸以上であること。</p> <p>b 次の <u>各号</u> のいずれかに該当する施設を複数併設する場合にあっては、公的賃貸住宅の管理戸数の合計が概ね 300 戸以上であること。</p> <p>(1) 総合生活サービス窓口、情報提供施設、生活相談サービス施設、食事サービス施設、交流施設、健康維持施設及び介護関連施設</p> <p>(2) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院若しくは同条第 2 項に規定する診療所又は健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 88 条第 1 項に規定する訪問看護事業の用に供する施設</p> <p>(3) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 2 項第二号（ただし、児童養護施設及び(5) に掲げる施設を除く。）、同条第 2 項第四号に規定する施設</p> <p>(4) 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する法律施行令（平成 17 年政令第 257 号。以下「地域住宅特別措置法施行令」という。）第 2 条第二号又は第六号に規定する施設</p> <p>(5) 社会福祉法第 2 条第 2 項第二号に掲げる施設（ただし、乳児院、母子生活支援施設又は児童自立支援施設に限る。）</p> <p>(6) 地域住宅特別措置法施行令第 2 条第一号、第三号又は第五号に規定する施設</p> <p>(7) 住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領等細目第 2 第 3 項ハ（13）に規定する施設</p> <p>c 整備地区が、次の(1) 及び(2) を満たす地域内に存する場合にあっては、公的賃貸住宅の管理戸数の合計が概ね 100 戸以上であること。</p> <p>(1) 首都圏整備法第 2 条第 3 項に規定する既成市街地若しくは同条第 4 項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第 2 条第 3 項に規定する既成都市区域若しくは同条第 4 項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法第 2 条第 3 項に規定する都市整備区域以外の地域</p> <p>(2) 都市再生特別措置法第 81 条第 2 項第二号に規定する居住誘導区域、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 17 条の 7 第 1 項に規定する地域再生土地利用計画の区域又はまち・</p>

ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 10 条第 1 項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略若しくは地域住宅計画において移住・定住促進若しくは生活圏の維持形成等の位置付けのある区域

d 次の(1)及び(2)の要件に該当する場合にあっては、公的賃貸住宅の管理戸数の合計が概ね 100 戸以上であること。

(1) 子育て支援施設を併設すること

(2) 建替え後、新たに募集する住戸の半数以上で子育て世帯を優先的に募集すること。ただし、子育て世帯を優先的に募集する住戸は、その住宅専用面積を 55 ㎡以上とする。

3 地域居住機能再生推進事業の重点整備地区は、次の各号に掲げる要件に該当するものでなければならない。

一 重点整備地区の面積がおおむね 1 ヘクタール以上、重点供給地域にあってはおおむね 0.5 ヘクタール以上であること。

二 第 8 項第二号の表（イ）欄に掲げるいずれかの事業の実施が見込まれる区域を含むこと。

三 地域居住機能再生協議会で地域居住機能再生計画を策定すること。

4 地域居住機能再生計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一 整備地区及び重点整備地区の区域

二 整備地区の整備の基本的方針

三 整備地区の土地利用に関する事項

四 住宅等の整備に関する事項

五 公共施設及び公益施設の整備に関する事項

六 その他必要な事項

5 地域居住機能再生計画は、次の各号に掲げるところに従って定めなければならない。

一 地域全体の居住機能を再生するため、施行者間の連携のもと、大規模な公的賃貸住宅団地の連鎖的な建替え等を推進し、公的賃貸住宅の管理戸数の適正化が図られること。

二 高齢者、子育て世帯等が安心して暮らせるため、住宅等、高齢者世帯・子育て世帯等のための生活支援施設等の整備が行われること。

三 第 2 項第三号ロ a 又は c に該当するものとして実施する場合にあっては、子育て支援施設の整備について検討が行われること。

四 公営住宅等整備事業を実施する場合にあっては、次のイからハまでの取組みの全てについて実施の検討が行われるとともに、いずれか 1 つ以上の取組みが実施されること。ただし、災害対応、災害予防対応、公共事業の実施に伴う移転等への対応若しくは特区制度や地方創生への対応の場合又は次のイからハまでの取組みの実施が財政負担の削減につながらない場合については、この限りでない。

イ PPP/PFI 手法の導入

ロ 既存建築物を活用した公的賃貸住宅の供給

ハ 団地間又は団地内での住棟の再編又は集約化

五 整備地区が、首都圏整備法第 2 条第 3 項に規定する既成市街地若しくは同条第 4 項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第 2 条第 3 項に規定する既成都市区域若しくは同条第 4 項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法第 2 条第 3 項に規定する都市整備区域に存する場合にあっては、PPP/PFI 手法を導入すること。

6 地域居住機能再生協議会は、地域居住機能再生協議会において市街地整備に係る役割分担を明確にした上で地域居住機能再生計画を定め、国土交通大臣に協議の上、提出することができる。

7 前項の規定は、地域居住機能再生計画を策定した地域居住機能再生協議会が地域居住機能再生計画を変更しようとする場合に準用する。

8 地域居住機能再生推進事業の実施

一 地方公共団体は、第 5 項第 4 号に規定するイからハまでの取組みに関する検討を実施するこ

ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 10 条第 1 項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略若しくは地域住宅計画において移住・定住促進若しくは生活圏の維持形成等の位置付けのある区域

3 地域居住機能再生推進事業の重点整備地区は、次の各号に掲げる要件に該当するものでなければならない。

一 重点整備地区の面積がおおむね 1 ヘクタール以上、重点供給地域にあってはおおむね 0.5 ヘクタール以上であること。

二 第 8 項第二号の表（イ）欄に掲げるいずれかの事業の実施が見込まれる区域を含むこと。

三 地域居住機能再生協議会で地域居住機能再生計画を策定すること。

4 地域居住機能再生計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一 整備地区及び重点整備地区の区域

二 整備地区の整備の基本的方針

三 整備地区の土地利用に関する事項

四 住宅等の整備に関する事項

五 公共施設及び公益施設の整備に関する事項

六 その他必要な事項

5 地域居住機能再生計画は、次の各号に掲げるところに従って定めなければならない。

一 地域全体の居住機能を再生するため、施行者間の連携のもと、大規模な公的賃貸住宅団地の連鎖的な建替え等を推進し、公的賃貸住宅の管理戸数の適正化が図られること。

二 高齢者、子育て世帯等が安心して暮らせるため、住宅等、高齢者世帯・子育て世帯等のための生活支援施設等の整備が行われること。

三 公営住宅等整備事業を実施する場合にあっては、次のイからハまでの取組みの全てについて実施の検討が行われるとともに、いずれか 1 つ以上の取組みが実施されること。ただし、災害対応、災害予防対応、公共事業の実施に伴う移転等への対応若しくは特区制度や地方創生への対応の場合又は次のイからハまでの取組みの実施が財政負担の削減につながらない場合については、この限りでない。

イ PPP/PFI 手法の導入

ロ 既存建築物を活用した公的賃貸住宅の供給

ハ 団地間又は団地内での住棟の再編又は集約化

6 地域居住機能再生協議会は、地域居住機能再生協議会において市街地整備に係る役割分担を明確にした上で地域居住機能再生計画を定め、国土交通大臣に協議の上、提出することができる。

7 前項の規定は、地域居住機能再生計画を策定した地域居住機能再生協議会が地域居住機能再生計画を変更しようとする場合に準用する。

8 地域居住機能再生推進事業の実施

一 地方公共団体は、第 5 項第 3 号に規定するイからハまでの取組みに関する検討を実施するこ

とができる。

二 施行者又は補助事業者は、地域居住機能再生推進事業において、次の表の（イ）欄に掲げる事業について、（ロ）欄に掲げる要綱等に即して事業を実施することができる。この場合において、（ロ）欄に掲げる要綱等のうち（ハ）欄に掲げる事項は（ニ）欄に掲げる事項に読み替えるものとする。

（イ）	（ロ）	（ハ）	（ニ）
住宅市街地総合整備事業	住宅市街地総合整備事業制度要綱第3から第22まで、住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱、社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日付け国官会第2317号、以下、この表において「交付金交付要綱」という。) 附属第Ⅱ編イ-16-(8)、交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-16-(8)	住宅市街地整備計画	地域居住機能再生計画
公営住宅等整備事業	公営住宅整備事業等補助要領、公営住宅等整備事業対象要綱及び交付金交付要綱附則第Ⅲ編		
地域優良賃貸住宅整備事業	地域優良賃貸住宅整備事業等補助要領、地域優良賃貸住宅整備事業対象要綱及び交付金交付要綱附則第Ⅲ編		
公営住宅等ストック総合改善事業	公営住宅等ストック総合改善事業補助金交付要綱、公営住宅等ストック総合改善事業対象要綱及び交付金交付要綱附則第Ⅲ編		
住宅地区改良事業等	イ 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第1項に規定する住宅地区改良事業 ロ 小規模住宅地区等改良事業制度要綱（平成9年4月1日付け建設省住整発第46号）第2第3号に規定する小規模住宅地区等改良事業 ハ 改良住宅等改善事業制度要綱（平成11年4月1日付け建設省住整発第25号）第2第1号に規定する改良住宅等改善事業	ロ 第5第1項に規定する事業計画  ハ 第2第23号に規定する建替等計画	ロ 地域居住機能再生計画  ハ 地域居住機能再生計画

とができる。

二 施行者又は補助事業者は、地域居住機能再生推進事業において、次の表の（イ）欄に掲げる事業について、（ロ）欄に掲げる要綱等に即して事業を実施することができる。この場合において、（ロ）欄に掲げる要綱等のうち（ハ）欄に掲げる事項は（ニ）欄に掲げる事項に読み替えるものとする。

（イ）	（ロ）	（ハ）	（ニ）
住宅市街地総合整備事業	住宅市街地総合整備事業制度要綱第3から第22まで、住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱、社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日付け国官会第2317号、以下、この表において「交付金交付要綱」という。) 附属第Ⅱ編イ-16-(8)、交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-16-(8)	住宅市街地整備計画	地域居住機能再生計画
公営住宅等整備事業	公営住宅整備事業等補助要領、公営住宅等整備事業対象要綱及び交付金交付要綱附則第Ⅲ編		
地域優良賃貸住宅整備事業	地域優良賃貸住宅整備事業等補助要領、地域優良賃貸住宅整備事業対象要綱及び交付金交付要綱附則第Ⅲ編		
公営住宅等ストック総合改善事業	公営住宅等ストック総合改善事業補助金交付要綱、公営住宅等ストック総合改善事業対象要綱及び交付金交付要綱附則第Ⅲ編		
住宅地区改良事業等	イ 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第1項に規定する住宅地区改良事業 ロ 小規模住宅地区等改良事業制度要綱（平成9年4月1日付け建設省住整発第46号）第2第3号に規定する小規模住宅地区等改良事業 ハ 改良住宅等改善事業制度要綱（平成11年4月1日付け建設省住整発第25号）第2第1号に規定する改良住宅等改善事業	ロ 第5第1項に規定する事業計画  ハ 第2第23号に規定する建替等計画	ロ 地域居住機能再生計画  ハ 地域居住機能再生計画

	ニ 住宅地区改良事業等補助金交付要領（昭和53年4月4日付け建設省住整発第14号）第2第3号に規定する分譲改良住宅整備事業、同第12号に規定する住宅地区改良事業等計画基礎調査事業及び住宅地区改良事業等対象要綱（平成17年8月1日付け国住整第38-2号）第2第4号に規定する分譲改良住宅整備事業、同第13号に規定する住宅地区改良事業等計画基礎調査事業				ニ 住宅地区改良事業等補助金交付要領（昭和53年4月4日付け建設省住整発第14号）第2第3号に規定する分譲改良住宅整備事業、同第12号に規定する住宅地区改良事業等計画基礎調査事業及び住宅地区改良事業等対象要綱（平成17年8月1日付け国住整第38-2号）第2第4号に規定する分譲改良住宅整備事業、同第13号に規定する住宅地区改良事業等計画基礎調査事業		
市街地再開発事業	市街地再開発事業等補助要領（昭和62年5月20日建設省住街発第47号）、交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-16-（1）、交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-16-（1）			市街地再開発事業	市街地再開発事業等補助要領（昭和62年5月20日建設省住街発第47号）、交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-16-（1）、交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-16-（1）		
優良建築物等整備事業	優良建築物等整備事業制度要綱（平成6年6月23日付け建設省住街発第63号）、交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-16-（2）、交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-16-（2）			優良建築物等整備事業	優良建築物等整備事業制度要綱（平成6年6月23日付け建設省住街発第63号）、交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-16-（2）、交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-16-（2）		
スマートウェルネス住宅等推進事業	イ スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱（平成26年3月31日付け国住心第178号）第4第一号に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業 ロ スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱第4第二号に規定するスマートウェルネス拠点整備事業 ハ スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱第4第三号に規定するスマートウェルネス住宅等推進モデル事業			スマートウェルネス住宅等推進事業	イ スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱（平成26年3月31日付け国住心第178号）第4第一号に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業 ロ スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱第4第二号に規定するスマートウェルネス拠点整備 ハ スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱第4第三号に規定するスマートウェルネス住宅等推進モデル事業		

<a href="#">住宅確保要配慮者 あんしん居住推進 事業</a>	<a href="#">住宅確保要配慮者あんしん 居住推進事業補助金交付要 綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 国住心第 229 号）</a>		
--	---	--	--

二 施行者は、前号の表の（イ）欄に掲げる事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等（交付金交付要綱第 6 第 2 号口の①～④に掲げるものを除く。この場合において、「交付金事業者」を「施行者」に読み替えるものとする。）を再生促進事業として実施することができる。

9 （略）

**第 24 密集市街地総合防災事業**

1～7 （略）

8 密集市街地総合防災事業の実施

一 施行者又は補助事業者は、密集市街地総合防災事業において、次の表の（イ）欄に掲げる事業について、（ロ）欄に掲げる要綱等に即して事業を実施することができる。この場合において、（ロ）欄に掲げる要綱等のうち（ハ）欄に掲げる事項は（ニ）欄に掲げる事項に読み替えるものとする。

（イ）	（ロ）	（ハ）	（ニ）
住宅市街地総合整備事業	住宅市街地総合整備事業制度要綱第 3 から第 22 まで、住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 22 年 3 月 26 日付け国官会第 2317 号、以下、この表において「交付金交付要綱」という。）附属第Ⅱ編イ-16-（8）、交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-16-（8）	住宅市街地整備計画	密集市街地総合防災計画
防災街区整備事業	住宅市街地総合整備事業制度要綱第 3 から第 22 まで、住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱、市街地再開発事業費補助（一般会計）採択基準、市街地再開発事業費補助（一般会計）交付要綱（昭和 49 年 6 月 5 日建設省都再発第 77 号）、交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-（2）及びイ-16-（8）、並びに交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-13-（2）及びイ-16-（8）	交付金	補助金
市街地再開発事業	市街地再開発事業等補助要領、市街地再開発事業費補助（一般会計）採択基準、市街地	交付金	補助金

二 施行者は、前号の表の（イ）欄に掲げる事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等（交付金交付要綱第 6 第 2 号口の①～④に掲げるものを除く。この場合において、「交付金事業者」を「施行者」に読み替えるものとする。）を再生促進事業として実施することができる。

9 （略）

**第 24 密集市街地総合防災事業**

1～7 （略）

8 密集市街地総合防災事業の実施

一 施行者又は補助事業者は、密集市街地総合防災事業において、次の表の（イ）欄に掲げる事業について、（ロ）欄に掲げる要綱等に即して事業を実施することができる。この場合において、（ロ）欄に掲げる要綱等のうち（ハ）欄に掲げる事項は（ニ）欄に掲げる事項に読み替えるものとする。

（イ）	（ロ）	（ハ）	（ニ）
住宅市街地総合整備事業	住宅市街地総合整備事業制度要綱第 3 から第 22 まで、住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 22 年 3 月 26 日付け国官会第 2317 号、以下、この表において「交付金交付要綱」という。）附属第Ⅱ編イ-16-（8）、交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-16-（8）	住宅市街地整備計画	密集市街地総合防災計画
防災街区整備事業	住宅市街地総合整備事業制度要綱第 3 から第 22 まで、住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱、市街地再開発事業費補助（一般会計）採択基準、市街地再開発事業費補助（一般会計）交付要綱（昭和 49 年 6 月 5 日建設省都再発第 77 号）、交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-（2）及びイ-16-（8）、並びに交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-13-（2）及びイ-16-（8）	交付金	補助金
市街地再開発事業	市街地再開発事業等補助要領、市街地再開発事業費補助（一般会計）採択基準、市街地	交付金	補助金

	再開発事業費補助（一般会計） 交付要綱（昭和49年6月5日建設省都再発第77号）、交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-（2）及びイ-16-（1）、交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-13-（2）及びイ-16-（1）					再開発事業費補助（一般会計） 交付要綱（昭和49年6月5日建設省都再発第77号）、交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-（2）及びイ-16-（1）、交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-13-（2）及びイ-16-（1）			
優良建築物等整備事業	優良建築物等整備事業制度要綱、交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-16-（2）、交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-16-（2）					優良建築物等整備事業制度要綱、交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-16-（2）、交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-16-（2）			
狭あい道路整備等促進事業	交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-16-（13）、交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-16-（13）					交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-16-（13）、交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-16-（13）			
空き家再生等推進事業	小規模住宅地区等改良事業制度要綱第2第2号に規定する空き家再生等推進事業					小規模住宅地区等改良事業制度要綱第2第2号に規定する空き家再生等推進事業			
都市防災総合推進事業	交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-（1）①、交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-13-（1）①	・社会資本総合整備計画 ・交付金	・密集市街地総合防災計画 ・補助金			交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-（1）①、交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-13-（1）①	・社会資本総合整備計画 ・交付金	・密集市街地総合防災計画 ・補助金	
都市再生区画整理事業	都市再生推進事業制度要綱（平成13年3月24日建設省経宅発第37-2号、建設省都計発第35-2号、建設省住街発第23号）、都市再生推進事業費補助交付要綱（平成13年3月24日建設省経宅発第37-3号、建設省都計発第35-3号、建設省住街発第24号）、交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-（6）、交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-13-（6）	・交付金事業者 ・交付金	・施行者 ・補助金			都市再生推進事業制度要綱（平成13年3月24日建設省経宅発第37-2号、建設省都計発第35-2号、建設省住街発第23号）、都市再生推進事業費補助交付要綱（平成13年3月24日建設省経宅発第37-3号、建設省都計発第35-3号、建設省住街発第24号）、交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-（6）、交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-13-（6）	・交付金事業者 ・交付金	・施行者 ・補助金	
街路事業	街路事業・交通連携推進事業採択基準、公共団体等区画整理補助事業実施要領（平成15年5月27日国都市第67号）、交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-1-（1）、交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-1-（1）					街路事業・交通連携推進事業採択基準、公共団体等区画整理補助事業実施要領（平成15年5月27日国都市第67号）、交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-1-（1）、交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-1-（1）			
都市公園・緑地等事業	交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-12-（1）のⅠ、Ⅱ、Ⅲ、（2）のⅠ、Ⅱ、（5）のⅠ、					交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-12-（1）のⅠ、Ⅱ、Ⅲ、（2）のⅠ、Ⅱ、（5）のⅠ、			

	交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-12-(1)のⅠ、Ⅱ、Ⅲ、(2)のⅠ、Ⅱ、(5)のⅠ				交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-12-(1)のⅠ、Ⅱ、Ⅲ、(2)のⅠ、Ⅱ、(5)のⅠ			
防災・省エネまちづくり緊急促進事業	防災・省エネまちづくり緊急促進事業補助金交付要綱（平成24年4月6日付け国都市第341号、国住備第724号、国住街201号、国住市179号）				防災・省エネまちづくり緊急促進事業補助金交付要綱（平成24年4月6日付け国都市第341号、国住備第724号、国住街201号、国住市179号）			
スマートウェルネス住宅等推進事業	イ スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱第4第一号に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業 ロ スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱第4第二号に規定するスマートウェルネス拠点整備事業 ハ スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱第4第三号に規定するスマートウェルネス住宅等推進モデル事業				イ スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱第4第一号に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業 ロ スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱第4第二号に規定するスマートウェルネス拠点整備事業 ハ スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱第4第三号に規定するスマートウェルネス住宅等推進モデル事業			
					<u>住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業</u>	<u>住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業補助金交付要綱</u>		

二 施行者は、前号の表の（イ）欄に掲げる事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等（交付金交付要綱第6第2号ロの①～④に掲げるものを除く。この場合において、「交付金事業者」を「施行者」に読み替えるものとする。）を総合防災促進事業として実施することができる。

9 （略）

## 第25 空き家対策総合支援事業

1～5 （略）

### 6 空き家対策総合支援事業の実施

一 施行者又は補助事業者は、空き家対策総合支援事業において、次のイからハまでの除却及び次のイの活用を行う事業を空き家対策基本事業として原則実施するものとする。

イ 空家住宅等

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家法」という。）第2条第1項に規定する空家等（ただし、地方公共団体等が所有し、又は管理するものを含む）であって、その除却後の跡地又は増改築等の後の建築物が地域活性化のための計画的利用に供されるものをいう。

ロ 特定空家等

空家法第2条第2項に規定する特定空家等（ただし、空家法第14条第3項に規定する命令に係る部分を除く。）をいう。

ハ 不良住宅

二 施行者は、前号の表の（イ）欄に掲げる事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等（交付金交付要綱第6第2号ロの①～④に掲げるものを除く。この場合において、「交付金事業者」を「施行者」に読み替えるものとする。）を総合防災促進事業として実施することができる。

9 （略）

## 第25 空き家対策総合支援事業

1～5 （略）

### 6 空き家対策総合支援事業の実施

一 施行者又は補助事業者は、空き家対策総合支援事業において、次のイからハまでの除却及び次のイの活用を行う事業を空き家対策基本事業として原則実施するものとする。

イ 空家住宅等

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家法」という。）第2条第1項に規定する空家等（ただし、地方公共団体等が所有し、又は管理するものを含む）であって、その除却後の跡地又は増改築等の後の建築物が地域活性化のための計画的利用に供されるものをいう。

ロ 特定空家等

空家法第2条第2項に規定する特定空家等（ただし、同条第3項に規定する命令に係る部分を除く。）をいう。

ハ 不良住宅

住宅地区改良法（昭和 35 年法律第 84 号）第 2 条第 4 項に規定する不良住宅をいい、災害により著しく損壊し建築物でなくなった住宅を含む。

二 施行者又は補助事業者は、空き家対策総合支援事業において、前号の空き家対策基本事業とあわせて実施する、次の表の（イ）欄に掲げる事業について、（ロ）欄に掲げる要綱等に即して、空き家対策関連事業として実施することができる。この場合において、（ロ）欄に掲げる要綱等のうち（ハ）欄に掲げる事項は（ニ）欄に掲げる事項に読み替えるものとする。

（イ）	（ロ）	（ハ）	（ニ）
住宅・建築物耐震改修事業（空き家に関するものに限る。）	社会資本整備総合交付金交付要綱（以下、この表において「交付金交付要綱」という。） 附属第Ⅱ編イ-16-（12）、 交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-16-（12）		
住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型の重点整備地区を含むものに限る。）	住宅市街地総合整備事業制度要綱第 3 から第 22 まで、住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱、交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-16-（8）、交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-16-（8）	住宅市街地整備計画	空き家対策総合実施計画
街なみ環境整備事業	街なみ環境整備事業制度要綱（平成 5 年 4 月 1 日付け建設省住市発第 27 号）交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-16-（9）、交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-16-（9）		
狭あい道路整備等促進事業	交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-16-（13）、交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-16-（13）		
小規模住宅地区改良事業	小規模住宅地区等改良事業制度要綱	第 5 第 1 項に規定する事業計画	空き家対策総合実施計画
地域優良賃貸住宅整備事業（住宅を新たに建設するものを除く。）	地域優良賃貸住宅整備事業等補助要領、地域優良賃貸住宅整備事業対象要綱及び交付金交付要綱附則第Ⅲ編		

三（略）  
7（略）  
第 26～27（略）

住宅地区改良法（昭和 35 年法律第 84 号）第 2 条第 4 項に規定する不良住宅をいい、災害により著しく損壊し建築物でなくなった住宅を含む。

二 施行者又は補助事業者は、空き家対策総合支援事業において、前号の空き家対策基本事業とあわせて実施する、次の表の（イ）欄に掲げる事業について、（ロ）欄に掲げる要綱等に即して、空き家対策関連事業として実施することができる。この場合において、（ロ）欄に掲げる要綱等のうち（ハ）欄に掲げる事項は（ニ）欄に掲げる事項に読み替えるものとする。

（イ）	（ロ）	（ハ）	（ニ）
住宅・建築物耐震改修事業（空き家に関するものに限る。）	社会資本整備総合交付金交付要綱（以下、この表において「交付金交付要綱」という。） 附属第Ⅱ編イ-16-（12）、 交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-16-（12）		
住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型の重点整備地区を含むものに限る。）	住宅市街地総合整備事業制度要綱第 3 から第 22 まで、住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱、交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-16-（8）、交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-16-（8）	住宅市街地整備計画	空き家対策総合実施計画
街なみ環境整備事業	街なみ環境整備事業制度要綱（平成 5 年 4 月 1 日付け建設省住市発第 27 号）交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-16-（9）、交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-16-（9）		
狭あい道路整備等促進事業	交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-16-（13）、交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-16-（13）		
小規模住宅地区改良事業	小規模住宅地区等改良事業制度要綱	第 5 第 1 項に規定する事業計画	空き家対策総合実施計画
地域優良賃貸住宅整備事業（住宅を新たに建設するものを除く。）	地域優良賃貸住宅整備事業等補助要領、地域優良賃貸住宅整備事業対象要綱及び交付金交付要綱附則第Ⅲ編		
<u>住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業</u>	<u>住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業補助金交付要綱</u>		

三（略）  
7（略）  
第 26～27（略）



附則 (中略)

**附則**

**第1 施行期日**

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附則 (中略)